

(法人の代表及び業務執行)

第 5 条 当法人の社員は、当法人を代表する。

2 当法人の社員は、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。

(事業年度)

第 6 条 当法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までとし、その末日をもって決算期とする。

(計算書類)

第 7 条 社員は、毎決算期において計算をし、次の書類を作成する。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 社員資本等変動計算書
- (4) 個別注記表

附 則

(最初の事業年度)

第 8 条 当法人の最初の事業年度は、法人成立の日から平成30年2月28日までとする。

(法令の準拠)

第 9 条 本定款に定めのない事項は、すべて社会保険労務士法その他の法令の規定による。

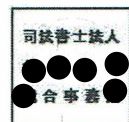
以上、名古屋社会保険労務士法人設立に際し、社員古川昌奏の定款作成代理人である司法書士法人わかさ総合事務所は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成29年3月29日

社 員 古 川 昌 奏

上記定款作成代理人

司法書士法人わかさ総合事務所
代表社員



同一の情報の提供

提供の日付： 2017年03月29日

公証人： 18060008 杉山茂久

所属法務局： 名古屋法務局

公証役場： 岡崎公証人合同役場

岡崎市羽根町字貴登野15番地



請求対象の登簿管理番号： 17-1806000802000970

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2017年03月29日

請求対象の処理公証人： 18060008 杉山茂久

所属法務局： 名古屋法務局

公証役場： 岡崎公証人合同役場

岡崎市羽根町字貴登野15番地

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。